

「指定介護老人福祉施設 遊づる」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(大阪府指定 第 2774800219 号)

当施設は利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 堺暁福祉会
(2) 法人所在地 大阪府堺市北区南花田町 1687 番地の 2
(3) 電話番号 (072)251-0200
(4) 代表者氏名 理事長 宮田 裕司
(5) 設立年月 昭和 55 年 3 月 31 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
(2) 施設の目的 施設入所の入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、必要な介護等のサービスを提供し、入所者的心身機能の維持並びに在宅への復帰及び入所者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 遊づる
(4) 施設の所在地 大阪府松原市岡 1 丁目 184 番地の 1
(5) 電話番号 (072)335-0110
(6) 施設長(管理者)氏名 宮田 裕司
(7) 施設の運営方針
入所者の人格の尊厳、人権の尊重を最優先させながら、入所者的心身の特性を踏まえて、入浴、排泄、食事等日常生活上の介護及び機能訓練その他必要なサービスの提供に努め、自立の援助をおこなう。
(8) 開設年月 平成 9 年 4 月 1 日
(9) 入所定員 60 人

3. 居室の概要

- (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 4 人部屋ですが、利用者の心身の状況や居室の空き状況により居室を決定します。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1 人部屋)	22 室	
2 人部屋	1 室	
4 人部屋	14 室	

合 計	37 室	
食堂	2 室	
機能訓練室	1 室	
浴室	2 室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1 室	

4. 職員の配置状況

当施設では、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1	1名
2. 介護職員	25	24名
3. 生活相談員	1	1名
4. 看護職員	4	3名
5. 機能訓練指導員	1	1名
6. 介護支援専門員	1	1名
7. 医師	(非常勤)	必要数
8. 栄養士	1	1名

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例:週 40 時間)で除した数です。

(例)週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名(8 時間×5 名÷40 時間=1 名)となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者	月～金曜日 8:30～17:30
2. 介護職員	早朝 7:00～16:00 日中 9:15～18:15 夜間 17:45～9:45
3. 生活相談員	月～金曜日 8:30～17:30
4. 看護職員	日中 9:15～18:15
5. 介護支援専門員	月～金曜日 8:30～17:30
6. 栄養士	月～金曜日 8:30～17:30

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入所者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割もしくは8割もしくは7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事の介助

- ・食事の介助を行います。
- ・当施設では、栄養ケア・マネジメントを実施します。
- ・栄養ケア・マネジメントとは、医師、管理栄養士等が共同して栄養状態を把握し、管理栄養士の作成した栄養ケア計画に従って栄養管理をおこなうものです。
- ・入所者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 7:30~8:30 昼食 12:00~13:00 夕食 18:00~19:00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>(別紙参照)

入所者の要介護度に応じたサービス利用料金(介護報酬の告示上の額)から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、入所者の要介護度、負担割合に応じて異なります。)

☆入所者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供に要する費用 1,445円／日

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考

慮した食事を提供します。

② 居住に要する費用 従来型個室 1,231 円／日 多床室 915 円／日

入所者が、入院又は外泊をされた場合には、6 日間まで所定の居住費(個室 1,231 円、多床室 915 円)をお支払いいただきます。

③厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用をお支払いいただきます。 実費(別途消費税要)

④入所者の選定に基づくコーヒー(50 円)の嗜好品に係る費用をお支払いいただきます。

⑤入所者の選定に基づくレクリエーション等に係る費用の実費をお支払いいただきます。

⑥理美容代 カット 1,980 円/回 パーマ(洗髪付き) 4,180 円/回 毛染め(洗髪付き) 4,180/回

⑦複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨契約書第 19 条に定める所定の料金

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をお支払いいただきます。

利用者の要介護度にかかわらず、一日につき 7,000 円

※サービスの提供にあたっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を文書により確認するものとします。

※利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、入所者に対して変更を行う日の 1 ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更します。

※食費・居住費の利用料については、介護保険法施行規則第 83 条の 6 又は同規則第 172 条の 2 の規程により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とします。

※居住費について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(大阪府条例)により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあっては、多床室の額の支払いを受けます。

※入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護利用者より短期入所の滞在費を徴収します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 預金口座より自動振替
イ. 下記指定口座への振り込み
りそな銀行 金岡支店 普通預金 6271542
(名義:社会福祉法人 堀暁福祉会 遊づる)

※ア. 翌月 28 日に自動振替となります。 イ. 翌月 28 日までにお支払い下さい。

(4)緊急時の対応について

入所者に緊急の事態が発生した場合、主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

(5)入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人垣谷会 明治橋病院
所在地	大阪府松原市三宅西 1 丁目 358 番地 3 TEL072-334-8558
診療科	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、脳神経外科

医療機関の名称	医療法人錦秀会
所在地	大阪府大阪市住吉区南住吉3丁目3番7号 TEL0120-787-600
診療科	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、心療内科

医療機関の名称	医療法人暁美会 田中病院
所在地	大阪府堺市美原区黒山39番地の10 TEL072-361-3555
診療科	内科、外科、整形外科、形成外科、皮膚科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	タニ歯科医院
所在地	大阪府松原市上田 3-1-13 サンライズビル 3F TEL072-330-8041

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により入所者の心身の状況が自立、要支援 1、要支援 2 又は要介護 1、要介護 2 と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 入所者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)

⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)入所者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、入所者より当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入所者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入所者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① 入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入所者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入所者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入所者が連續して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 入所者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→ *入所者が病院等に入院された場合の対応について*

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、居住費をご負担いただきます。

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時に当施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3)円滑な退所のための援助

入所者が当施設を退所する場合には、入所者の希望により、事業者は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 非常災害対策について

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

事業所は、次の者を非常災害対策に関わる担当者（防火管理者）として、非常災害対策に関する取り組みを行っています。

非常災害対策に関わる担当者担当者 (防火管理者)	業務管理主任 中村敦
-----------------------------	------------

8. 事故発生時の対応及び損害賠償について

事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに保険者及び関係各機関並びに利用者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。当施設において、事業者の責任により入所者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

松原市 高齢介護課	所在地 大阪府松原市阿保1丁目1番1 電話番号 (072)337-3131 FAX (072)337-3005 受付時間 午前9時から午後5時半まで
大阪府福祉部高齢介護室 介護事業者課	所在地 大阪市中央区大手前2丁目 電話番号 (06)6941-0351(代表) 受付時間 午前9時から午後6時まで

9. 高齢者虐待防止について

当事業所は、入所者の人権擁護・虐待防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を設置

〔虐待防止に関する担当者：業務管理主任 中村敦〕

②個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努めます。

③従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

④従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

〔研修：従業者の入職時・年2回以上〕

⑤サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

10. 利用契約における個人情報使用について

利用者及び家族の個人情報については、事業者及び事業者の使用するものは、サービスをする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を第三者に漏らさないと共に下記の内容にて使用するために事前に同意を得ます。（守秘義務は契約終了後も継続されます。）

（1）使用する目的

事業者が介護保険法に関する法令に基づき私に行う介護サービスを円滑に実施するため、サービス担当者会議において、又は私の利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

（2）使用にあたっての条件

①個人情報の提供は（1）に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

③個人情報の内容（例示）

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族、個人に関する情報。

- ・その他の情報

※個人情報とは利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものといいます。

11. 身体拘束など

サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。

また、やむを得ない理由で身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

（1）身体拘束に関する説明書・経過観察記録に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに得なかつた理由を記録します。

（2）入所者又は家族に説明し、その他方法がなかつたか改善方法を検討します。

（3）身体拘束等の廃止に向け、定期的に委員会を開催し、年2回以上の研修を実施しています。

1 2 . 残置物引取人

入所契約が終了した後、当施設に残された入所者の所持品(残置物)を入所者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、入所者又は残置物引取人にご負担いただきます。

1 3 . 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情・ご意見の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。何でもご相談ください。

- 苦情受付 (責任者) 施設長 宮田裕司
- 苦情受付窓口(担当者) ホーム主任 藤沢 智治
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

電話番号 (072)335-0110 FAX (072)335-1771

また、意見箱(苦情受付ボックス)を各階エレベーター前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

松原市 高齢介護課	所在地 大阪府松原市阿保1丁目1番1 電話番号 (072)337-3131 FAX (072)337-3005 受付時間 午前9時から午後5時半まで
大阪府国民健康保険団体 連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 電話番号 (06)6949-5418 受付時間 午前9時から午後5時まで

『大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課』 所在地 大阪市中央区大手前2丁目

電話番号 06-6941-0351 (代表)

『福祉サービス苦情解決委員会(大阪府社会福祉協議会・運営適正化委員会)』

所在地 大阪市中央区中寺1丁目1番54号

大阪社会福祉指導センター1階

電話番号 06-6191-3130 FAX 06-6191-5660

『社会福祉法に基づく第三者委員』

大阪公立大学 名誉教授 関川 芳孝 電話 (090)1142-0238

社会福祉法人 みかり会 理事長 谷村 誠 電話 (078)787-0939

1 4 . 第三者評価について

実施機関 大阪府社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価センター

受審年月日 平成25年6月3日

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 遊づる

説明者職名 氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

家族(代理人) 住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、大阪府条例117号第7条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への
重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階
- (2) 建物の延べ床面積 3605.73 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]	平成12年3月15日指定 大阪府2774800219号
[介護予防短期入所生活介護]	平成18年4月1日指定 大阪府2774800219号
[通所介護]	平成12年3月15日指定 大阪府2774800235号
[介護予防通所介護]	平成18年4月1日指定 大阪府2774800235号
[居宅介護支援事業]	平成11年9月16日指定 大阪府2774800086号

2. 職員の配置状況

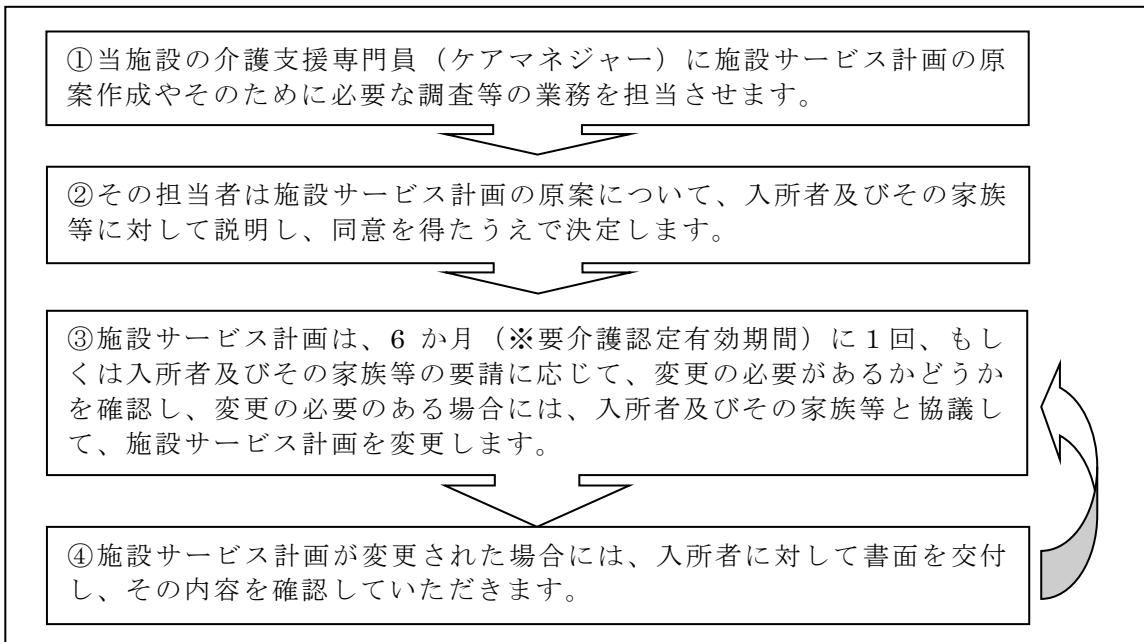
<配置職員の職務>

管理者	事業所と従事者の管理及び業務の管理を行うとともに、法令等において規定されている指定介護老人福祉施設サービスの実施に関し尊重すべき事項において指揮命令を行います。また、管理者は、介護支援専門員にそれぞれの入所者に応じた施設サービス計画を作成させ、入所者又はその家族に対し、その内容等について説明、同意を行わせるものとします。
生活相談員	入所者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 1名の生活相談員を配置しています。
栄養士	入所者の嗜好と栄養に配慮し、保健の維持増進と生きがいのある食生活に資する調理献立と給食の指導を行います。
介護職員	入所者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	主に入所者の健康管理や療養上の世話をいますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
介護支援専門員	入所者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。 生活相談員が兼ねる場合もあります。 1名の介護支援専門員を配置しています。
医師	入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 2名の医師(非常勤)を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、入所者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入所者から聴取、確認します。
- ③入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④入所者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、入所者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、入所者又は他の入所者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入所者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、入所者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入所者の心身等の情報を提供します。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。また、居室に持ち込まれたものについては事業者は責任を負いかねますので、自己の責任において管理して下さい。

動物(ペット)、居室の収納スペースに収まりきれない荷物、包丁やナイフ、尖ったハサミ、ライター、マッチ、

金銭、宝石や高級陶器などの貴重品

(2)面会

面会時間 10:00～11:30 15:30～17:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※面会時の差し入れは、なまもの(購入したお惣菜等含む)、ご自宅で調理したもの等の持ち込みは禁止とさせていただきます。また、他のご利用者には健康上、食事制限のある方もいらっしゃいますのでお渡しいただかないようにしてください。

※施設全館清掃など、面会を中止する日があります。

(3)外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、必ず事前にお申し出下さい。

(4)食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(5)施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、入所者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、暴力的行為や迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6)喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。